

IV. 「身近な消費生活」の学習を通じて考え、身につけてほしいこと

⇒教科書の関連部分

(開)224～225頁「消費者を支えるしくみ」

(東)220頁「消費者を守る法律や相談機関」

(教)246～249頁「消費者トラブルの解決」

◆ 「相談」は、自分にできる行動の「大きな第一歩」

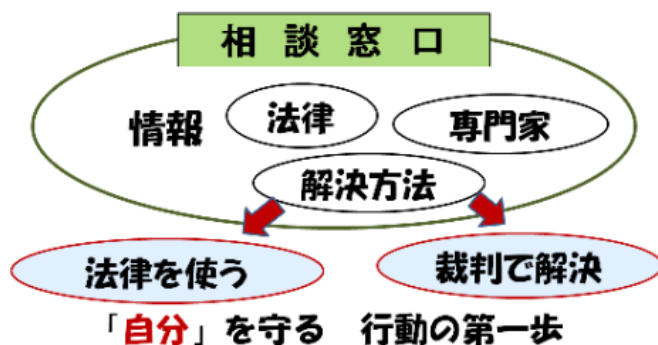
被害にあわないように注意深く契約をしたとしても、被害にあったり、トラブルに巻き込まれてしまうことがあります。悪質商法ではなかったけれども商品に欠陥^{けっかん}があって、そのためにケガをしたというようなこともあります。そういうときには、みなさんの住んでいる地域にある **消費生活センター** に相談してみましょう。中学生のみなさんがこのような専門^{そうだんまどぐち}の相談窓口^{そうだんまどぐち}に相談することは、ちょっと勇気がいることかもしれませんが、でも、相談することには大きな意味があるのです。

相談をすると、法律はどうなっているのか、その問題の解決方法にはどんなものがあるのか、専門家にはどんな人がいるのか、といった「情報」を得ることができます。

例えば、ちゃんと慎重に考えて契約したけれども、誤解があったとか、脅されたり、だまされていたなどの法律で認められた理由があるときは、

契約が無効（最初から契約を結ばなかったという意味）になったり、取消し（後から契約をやめる手続き）をすることができたりします。未成年のみなさんなら、未成年者取消し（*5）が使えること

もあります。このように、解決方法はいろいろありますから、相談窓口で相談したり、相談窓口で紹介してもらった専門家に相談して情報を集めます。どうしたらいいのかという情報がわかれば、自分で法律を使ったり、裁判を起こして解決することもできます。「相談」をすることは、自分で自分の身を守る行動を始めることができる、その「大きな第一歩」となるのです。



*5 9頁の【発展学習】を見直してみてください。



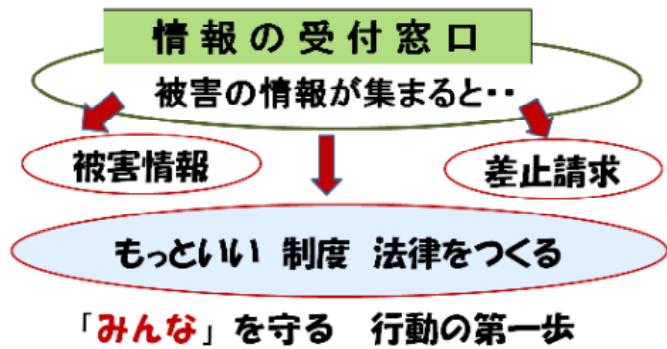
自分を守る！

もう一つ。みなさんが相談をすることで、同じような被害を他人が受けることを防ぐことができます。相談は、「みんな」を守る行動を始めることができる、その「大きな第一歩」にもなるのです。

例えば、ある会社との契約で被害を受けた人の情報がたくさん集まると、この会社との契約は危ないですよという「被害情報」をつくる

ことができます。そういう情報が、「^{てきかく}適格消費者団体」(*6)という特別な消費者団体に集まると、この団体が消費者の代表となって、その会社に不当なことをやめさせる、^{さしとめ}差止請求もできるようになります。また、ある一つの会社だけを取り締まるのではなくて、同じようなことがおこらないように、もっといい制度や法律をつくる、そういう消費者運動のきっかけになっていくこともあります。

みなさんが勇気を出して相談することが、みんなを守り、社会を良くしていくことにつながるのです。一人で相談する自信がないときは、おとなの人や学校の先生に相談して、一緒に相談についてきてもらってもいいですよ。



みんなを守る！

*6 適格消費者団体とは、内閣総理大臣の特別の認定を受けた消費者団体で、消費者契約法などの法律に違反した事業者の行為に対して、差止を求める裁判をする権利が認められている団体です。

◆ 消費者の8つの権利と5つの責任

相談をすることは、自分を守り、みんなを守る大きな行動の第一歩になるということを確認してきました。そして、わたしたち消費者が一番身近で安心して相談できる相談窓口として **消費生活センター** があることもわかりました。

わたしたち消費者の身近に消費生活センターのような相談窓口が設けられているのは、消費者の権利として、知らされる権利や被害の救済を受けられる権利などが保障されているからです。また、わたしたち消費者は、相談するという行動を通じて商品に関する情報に疑問や関心を持ったり、公正な取り引きが実現されるように主張

したりするという消費者としての責任を果たしていることにもなります。

⇒教科書の関連部分

(開)220～223頁「消費者の権利と責任」

「事例を通して消費者の権利と責任を具体的に考える」

(東)216～217頁「消費者の権利と責任を知ろう」

(教)252～255頁「消費者の権利「消費者の役割（責任）」

消費者には、8つの権利と5つの責任があるとされています。家庭分野の教科書に書かれているこれらの権利と責任を、教科書を見ながら、下の空欄に書き出してみてください。

消費者の8つの権利

[] []
 [] []
 [] []
 [] []

消費者の5つの責任

[] []
 [] []
 []

全部書けたら、次は、書き出してみた一つひとつの権利と責任が、
 具体的にはぐたいてきどういうことなのか、何のことを指しているのかについても、考えてみましょう。

消費者の権利と責任は、いくつあって、どういう名前ですと暗記するだけでは、本当に理解したことにはなりません。わたしたち消費者が、8つある消費者の権利に基づいて、具体的に「何をしてください」と要求することができるのか、また、5つある消費者の責任を果たすため具体的に

「どんな行動をするべきなのか」について、自分自身で考えてみるのがとても大切なのです。

例えば、商品を選ぶときに、お店の人からいろいろ情報を聞き出すことは、「知らされる権利」を行使していることになり
 ますし、資源ゴミを分



幼児にも安全なおもちゃを開発してね！

別することは、「環境への配慮」という責任を果たしていることになりませうね。こういうふうには、毎日の生活の中で、少しでもいいので、この「消費者の権利と責任」を意識してみてもいいと思ひます。

◆消費者の権利のことは、「社会科」公民的分野でも学習します。

社会科の公民的分野では、1962年に当時のアメリカ合衆国のケネディ大統領が初めて提唱した「消費者の4つの権利」(安全である権利、知らされる権利、選択できる権利、意見を反映させる権利)のことを学びます。社会科は、「消費者に権利がある」ということを世界中の人が初めて知ることになった、その歴史的な背景や意味に注目して、消費者の権利を学習します。

消費者の権利についての考え方は、その後の消費者運動を通じて発展し、現在では8つの権利が消費者の権利であるとされ、**消費者基本法**にもそのことが書かれています。こうして発展してきた消費者の権利を具体的にどのように使っていくのかということに注目して、家庭分野では学習し、練習していきます。

このように、みなさんが学習することがらは、角度を変えて、いろいろな教科にちりばめられ、つながりあっています。

◆ 消費者として「行動」をしてみよう

～よりよい制度や法律でよりよい社会を～

みなさんと一緒に、「身近な消費生活」の学習を例にして、家庭分野で学習することは、「法」の世界ととても密接に関連していることを見てきました。「消費」という行動に必ず関係している「契約」のこと、契約に関連する法律があること、消費者被害にあったときに相談できる法律専門家がいること、みなさんの



相談がきっかけで、より良い法律をつくっていく消費者運動が始まることもあることなどが、わかってもらえましたか。

考えてみれば、法律は、わたしたちがより良い暮らしができるように作られているルールですから、

⇒教科書の関連部分

(開)220～223頁「消費者の権利と責任」

「事例を通して消費者の権利と責任を具体的に考える」

(東)224～225頁「よりよい消費生活を目標して」

(教)250～256頁「買物の社会的な意味」

法律がわたしたちの暮らし、毎日の家庭での生活に関係しているのは当然のことです。

契約に関する法律は、自分でじっくりしっかり考えて、自由に選んで決めることができる対等平等で自由な人（会社の場合もあります）が契約を結ぶんだということが前提で作られてきました。けれども、わたしたち消費者と事業者とは、情報量も交渉力もぜんぜん違うのに、本当に対等平等に契約が結べるのだろうか、このような格差を無視しておいて公正と言えるのだろうかなどと、様々な問いかけがされてきた中から、消費者を保護する法律や制度が作られたり、消費者の権利が認められたりしてきました。

「身近な消費生活」の学習をきっかけに、消費生活の中での様々な行動を通じて、社会に働きかけをして、よりよい制度や法律を作ってきた消費者の役割にも目を向けてみてください。そして、この読み物で学習したことも活かして、みなさんも、このような社会に働きかけができる消費者の一員として、考え、行動する力を身につけてほしいと思います。



しっかり考えて、行動する消費者になるぞ！

(おわり)

中学校「技術・家庭」家庭分野の教科書で
‘法’ と親しくなろう ～「身近な消費生活」の学び方～

2012年4月27日 発行 第1版

執筆者一覧

小 牧 美 江	司法書士（大阪司法書士会）
田 實 美 樹	司法書士（大阪司法書士会）
古 川 百合香	司法書士（滋賀県司法書士会）

イラスト

K. NOZOMI



発行：司法書士法教育ネットワーク 会長 西 脇 正 博
〒530-0041 大阪市北区天神橋2丁目北1番21号・八千代ビル東館2階（事務局）
ホームページ：<http://laweducation.sakura.ne.jp/>
メールアドレス：law-ed@jcmo.zaq.ne.jp